

測量、土質調査、建設コンサルタント等業務の契約に係る 指名業者選定事務処理要領について（抜粋）

測量、土質調査、建設コンサルタント等業務の契約に係る指名業者選定事務処理要領

第1 指名業者の範囲

契約担当役（分任契約担当役を含む。以下同じ。）は、測量、土質調査、設計、監督、補償その他の業務（以下「業務」という。）を請け負わせ、又は委託しようとするときは、「測量業者、土質調査業者、建設コンサルタント等登録要領について」（平16. 7. 1付34-5）に定める登録名簿に登録された業者（以下「登録業者」という。）のうちから指名業者を選定するものとする。ただし、次に掲げる者については、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体等
- (2) 国又は地方公共団体等が出資又は出捐している法人
- (3) その他契約担当役が特に必要と認める者

第2 指名業者の選定

契約担当役は、第1の規定により指名業者を選定しようとするときは、請け負わせ、又は委託しようとする業務の内容及び規模を考慮し、「競争参加者の指名基準について」（平16. 7. 1付34-22）に定める測量、土質調査、建設コンサルタント等業務の請負又は委託に係る契約に係る競争参加者の指名基準（以下「指名基準」という。）及び「建設コンサルタント業務等請負契約に係る競争参加者の指名基準の運用基準について」（平16. 7. 1付34-24。以下「指名基準の運用基準」という。）により、当該業務に適した業者を選定するものとする。